２　指定更新に係る手続き

　障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく指定は有効期間が６年となっています。事業を継続する場合は、指定更新の手続きが必要となります。

　各指定事業所及び施設において、審査結果通知書等により指定日及び指定更新時期をあらかじめご確認いただき、指定更新手続きをしてください。また、市ホームページに当該年度に指定期間が満了する各指定事業所の一覧を掲載しておりますので参考にご確認ください。

各指定事業所及び施設の責任において、指定更新手続きが遅滞なく行われるようご対応をお願いいたします。

（１）指定更新に必要な書類

　　以下に指定更新に必要な様式を掲載しています。

（掲載先）

　　ホーム > 創業・産業・ビジネス > 福祉・介護 > 障害福祉サービス等事業者の皆様へ > 3.指定・指導関係の基準・様式等

（ＵＲＬ）

　　https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/welfare/jiritu/joho.html

（２）指定更新に必要な書類の提出期限

　　指定有効期限が満了する月の**前月末日**（前月末日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに提出してください。審査に時間を要するため、令和４年度より期限を上記に変更いたします。書類の要件審査等のため、期限厳守で提出をお願いします。

（３）注意事項

・指定更新の手続きがなく、指定事業所及び施設として運営を継続するには、新たに指定申請が必要になります。また、指定を受けていない期間の介護給付費、訓練等給付費及び障害児通所給付費の請求はできませんのでご注意ください。

・指定更新書類を提出する前に、指定更新書類の内容が市へ届け出ている最新の届出内容と一致していることを確認してください。一致していない場合は、併せて変更届を提出してください。その際、変更届の変更年月日の欄には実際に変更事項が　　あった日付を記入してください。